

## 合格証交付申請手続き

申請手数料 : 10,000円 【 大分県収入証紙 警察署にて購入 】

申請場所 : 会社もしくは自宅の(住所=住民票の住所)を管轄する警察署  
の生活安全課で申請してください。

※ 県外の方は、管轄の警察署にお問い合わせください。

### ◇ 必要書類

合格証明書交付申請書	1通
修了証明書	1通
誓約書	1通
履歴書	1通 (写真貼付のもの)
写真 縦 3.0 cm × 横 2.4 cm	2枚 裏面に氏名・撮影年月日を記入 ※但し、1枚は任意
住民票の写し	1通 (本籍地記載)
身元証明書(身分証明書)	1通
診断書	1通



# 誓 約 書

私は、警備業法第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第4項各号に掲げる

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受け復権の得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる重大な不正行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 警備業法第23条第5項において読み替えて準用する法第22条第7項第2号または第3号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して3年を経過しない者

のいずれかにも該当しないことを誓約します。

県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

# 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 2 精神機能の障害によって警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを診断します。

令和 年 月 日

病院所在地

病院名

医 師

